

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
原子力小委員会 第33回会合
議事概要

日時：令和4年11月8日（火） 14:00～15:50

場所：経済産業省 オンライン

議題：電気事業連合会 松村専門委員プレゼン／各WGからの報告／原子力政策に関する今後の検討事項について

出席者 ※敬称略

委員長	山口 彰	(公財)原子力安全研究協会 理事
委員長代理	竹下 健二	東京工業大学 科学技術創成研究院特任教授／名誉教授
委員	朝野 賢司	(一財)電力中央研究所 社会経済研究所 副研究参事
	伊藤 聡子	フリーキャスター／事業創造大学院大学 客員教授
	遠藤 典子	慶應義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート 特任教授
	大橋 弘	東京大学大学院 経済学研究科 教授
	越智 小枝	東京慈恵会医科大学 臨床検査医学講座 教授
	小野 透	(一社)日本経済団体連合会 資源・エネルギー対策委員会 企画部会長代行
	小林 容子	Win-Japan 理事／Win-Global Board
	斉藤 拓巳	東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻 准教授
	佐藤 丙午	拓殖大学 国際学部 教授
	杉本 達治	福井県知事
	豊永 晋輔	弁護士／(一財)キャノングローバル戦略研究所 上席研究員
	又吉 由香	三井住友信託銀行株式会社 ESG ソリューション企画推進部 主管
	松久保 肇	特定非営利活動法人原子力資料情報室 事務局長
	村上 千里	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事
	山下 ゆかり	(一財)日本エネルギー経済研究所 常務理事
専門委員	新井 史朗	(一社)日本原子力産業協会 理事長
	松村 孝夫	関西電力(株) 代表執行役副社長 原子力事業本部長／電気事業連合会 原子力開発対策委員長

経済産業省 遠藤 電力・ガス事業部 原子力政策課長

外務省 出田 国際原子力協力室 首席事務官

文部科学省 新井 原子力課長

欠席者 ※敬称略

委員	中島 健	京都大学 複合原子力科学研究所 所長・教授
専門委員	坂田 幸治	全国電力関連産業労働組合総連合 会長

議事概要

＜電気事業連合会 松村専門委員より資料3「既設炉の最大限の活用に向けた安全・安定運転のための取組み（電気事業連合会）」について、事務局より資料4「各WGからの報告」及び資料5「原子力政策に関する今後の検討事項について」についてそれぞれ説明、事務局より資料6「第33回原子力小委員会に対する意見（坂田専門委員）」を紹介＞

●委員

- 電事連発表（資料3P5）において、劣化状況のより信頼制の高い評価手法の導入とあるが、これは導入済みか、またはこれから導入するものか。もし見込みなら、いつになるのか。技術的に実証されたものなのか。
- 原発への攻撃に対処する主体は国なのか事業者なのか。
- 経産省資料5のP27における「20年を目安」の目安とはどのような意味か。
- 運転期間について、炉規制法の規制は福島事故を受け国会で議論され与野党で合意されたものであるということを再確認すべき。規制の変更は福島事故の教訓の放棄である。仮に規制を変更するとしても、公聴会を開くか、最低でもパブコメを行うべき。
- 際限なく延長できるというのは利用政策上も問題。検査の結果によって計画外に廃炉が決まった場合、突然電源が失われるということになる。一方で寿命が設定されていれば廃止時期が予想しやすく電源投資を促す事になる。
- 事業環境整備という点から言えば新電力などにも見通しを持たせる必要。
- 他律的な要素による停止期間を運転期間から除外するという案については、規制委が言うとおりの停止期間においても劣化は進むもの。審査を受け安全性を向上するというのは原子力という危険な施設を保有する事業者の責務であり、他律的要因とは言えない。もともと例外的に20年の運転延長が設定されているのだからその運転期間で考えるべき。
- 廃炉WGについて、認可法人として使用済燃料再処理機構など既存法人も含めて検討するとのことだが、再処理は事業としてハイリスクであり、すくなくとも同機構に管理を委託することはさけるべき。
- 地層処分WGについて、文献調査が順調かのように説明されている。寿都町では補助金をめぐり地域の分断が加速。このままでは分断が繰り返されていく。まず分断の修復からするべき。

●委員

- 革新炉WGからの報告について、事業環境整備の論点に違和感ない。諸外国に遅れをとるなか、ロードマップにおいて、実証炉の目標時期を前倒しとともに、革新軽水炉以外の革新炉の商用化時期の見通しを明記すべき。また、わが国の革新炉が市場で競争力を持つため、国際競争を意識しながら、各炉型の商用時期を定め人や資金を配分すべき。
- 放射性廃棄物WGからの報告に関し、最終処分は原子力を利用してきた現世代の責任として、国の積極的関与の下で早期に決着をつける必要。文献調査の取り組みを確実に実施するだけでなく、国民理解醸成のため、北海道の幌延における地層処分の研究などの状況を分かりやすく発信すべき。
- 運転期間延長について、国民負担を最大限抑制しつつ2050年CNを実現していくためには、今ある技術・設備を最大限活用していくことが重要。こうした中、電事連の説明にもある運転サイクルの長期化とともに、既設プラントの運転期間の延長は、極めて意義が大きい。
- 事務局から提示された3つの案のうち、規制委員会における審査の考え方として、30年以降10年ごとに劣化評価を義務付けることが検討されている中、安全性の担保の観点からは、案2が最も合理的。原子力発電設備が人間の作った構造体である以上、利用

政策から決められた運転期間がどうであれ、実際の運転可能期間は、科学的・技術的な評価によって決められるべき。加えて、カーボンニュートラルの実現やエネルギーの安価・安定供給の実現の観点から、われわれとしては、案2が適切と考える。

- 案3は、仮に全ての既設プラントについて、運転期間を60年に延長したうえで、不稼働期間を運転年限から除外したとしても、原発の新增設・リプレースがなければ、経団連の概算によると、2050年では31基稼働可能ではあるものの、2060年には23基に減る。さらに、その後は設備容量が急速に減少していく。どの選択肢を採るか、国民理解の現状をどう理解するかによるが、3つのEを将来にわたり維持していくためには、仮に現時点で案3を採用する場合でも、将来運転期間の更なる延長や停止期間の算定方法の見直しは不可避。併せて、今から、革新炉の開発・建設を進めることも不可欠。
- 国際連携について、資料5に記載されているような取り組みを、国内の原子力産業のサプライチェーンの強化、ひいてはわが国の国益につなげていくことが重要。各国とは、開発・研究段階で効果的に協調しつつも、商用化に向けては次第に競争の段階に入っていく。協調領域のみならず競争領域を見定めながら、わが国の原子力産業の競争力強化を目的とした戦略を構築し、推進することが肝要。

●委員

- 革新炉WGの報告において、国からの支援という文言がかなり見受けられた。基本的には事業予見性を手当することを主眼におき、決して補助金漬けにするのではなく、民間企業として競争力を維持することに注力いただきたい。
- 運転期間の延長については、案の3とする場合、革新炉にかかわらず空白期間がうまらないことが懸念。リプレースの加速と同時並行的に進める必要がある。
- 停止期間の除外について、裁判所による仮処分命令による停止期間を他律的な要素としてもう一度カウントするというのは少々行き過ぎではないか。裁判所の命令には従うべきであり、裁判の仕組みを整えるほうが合理的。
- ウクライナの状況を踏まえ、来年の広島G7では日本がリーダーシップを発揮し、原発周辺が戦闘地域となることのないような仕組みづくりを進めるべき。ジュネーヴ条約はすでにあるが、さらにそうした原則を確認する共同声明などを発案すべき。
- 日本の電事連や東電がウクライナの事業者とコミュニケーションをとり、住民の退避など日本のノウハウを提供するといった協力ができないか。過酷事故を経験した東電だからこそできることあるのでは。ゆくゆくは日本がウクライナ北部に原発を建設して欧州に電力をとどけるといったことも考えてはどうだろうか。

●委員

- エネルギー安全供給など喫緊の課題踏まえれば原子力は欠かせない。本来最新型にリプレースすべきかもしれないが、時間的な現状を踏まえれば、既存原発を活用していく必要。年数に関係なく、安全に運転できることを技術的基準にもとづいて規制委員会が審査し、その結果がクリアなら運転を認めるということだろう。案2を選択する。同時に、より安全な小型革新炉の建設も並行して進めるべき。案3にしておきながら、開発状況を見るというのもありかもしれない。
- 施設の劣化具合をみるのも重要だが、異変を察知する新たな技術の導入も進めるべき。運転延長に資する技術を持っている企業の協力が必要であり、どのような技術がどの企業にあるか、まず調べるべき。従来原子力産業に従事する企業のみならず、ITなども含め、横断的に確認すべき。
- 武力攻撃対処について、自衛隊との連携など進めていることは安心材料であり、そうした取組については立地地域によく知らせるべき。また訓練も学校などと連携すべき。北朝鮮のミサイルもあり安全性の懸念高まっている。自衛隊の対策が妥当なのか、省庁横断でみていくべき。

●委員

- 運転期間について、案2を支持する。運転期間は廃炉や革新炉の技術革新のペースとの関連もあるため、恣意的な、科学的基盤がない形での設定は後々問題を引き起こす可能性がある。
- 他律的要素による停止期間については、資料に例示されているもの以外にも様々なものがでてくるので、あげればあげるほど予見性をそこなう。そのため、案3は安定的な運営という面から産業自体を後退させるおそれがある。
- ウクライナで起きていることを見るに、原発が攻撃を受けるケースとしてはミサイルよりも陸上兵力による鎮圧を考慮すべき。この場合、地上部隊同士の交戦となり、周辺地域が危険地域になる。その中で住民避難をいかに円滑にやるのか、自衛隊の能力以上が必要となる可能性があり、省庁横断で議論すべき。

●委員

- 規制機関では運転期間の延長年数も配慮した柔軟性を持たせることを検討しているようだが、今回事務局が提示した案の3では、現行の40年+20年を目安とすると提案している。これは追加的な延長の余地を残すということだが、あいまいさを残しており、かえって予見性を損なうと考える。
- 2050年CNの目標に向けて、40年、あるいは60年の寿命を迎えるプラントが多い中、案2を前提に検討すべき。ただし追加的な延長に向けた事業者の自主的安全性向上や防災貢献等の責任が増すことを事業者は強く認識する必要。またどのような利用面、あるいは技術的条件から追加的な延長を認めるかについて政府は透明性高く示す必要。
- 停止期間をカウント除外するか否かについて、条件が多数あり、はなはだあいまいさを感じる。さらなる議論が必要。ただし案の2を選択する場合はこの検討は不要か。
- 電事連への質問だが、将来期間の劣化の考慮は確実にできるか。
- 廃炉まで長期にわたる原子力を利用する判断をした以上、産業の維持は国の重要な使命。国際連携の推進や原子力サプライチェーン協力は今後も日本において長期間必要となる技術力と産業の維持に貢献するだけでなく、価値を共有する原子力利用国の間での研究開発協力は信頼性の高いサプライチェーンの構築・維持に寄与する重要な取組。
- 革新炉開発を含む国際プロジェクトへの参画は世界の脱炭素化にも貢献。日本が必要とする産業基盤の維持にもつながる。

●委員

- 電事連から既設炉の安定運転に向けた産業界の取組を紹介いただいたが、長期運転していくうえでこうした取組を評価する。
- 軍事攻撃については、今後、東アジアにおける不測の事態も考えられるところ、事業者の個別対応ではなく、自衛隊、警察、海保といった国と事業者、全ての関係者で議論を重ね、対策を練ったうえで実行していただきたい。
- 2050年CNの要請をふまえれば、既存原発の運転延長は不可避。安全性が確保されるならば案の2が良いが、「上限なし」という表現はよくない。あくまで安全性が確認された場合、という表現をつけるべき。
- 米国で60年以上の認可が94基、うち80年延長の認可が8基とあるが、こうした審査の経緯は調査して我が国の議論に活かすべき。
- 点検時点の最新の議論に照らして安全性を確認し、安全性とともに経済性が勘案されて原子力発電所の寿命がきまっていくべき。

●委員

- 安全性が最優先という大前提のもと、脱炭素・安定供給に向け既設プラントの価値最大化が重要。海外では一定期間ごとに安全確認を実施し、延長の上限を設けていないところが多いということだが、海外と日本ではおかれている状況が違うので、参考情報とはしつつ、日本にそのまま適用できるわけではないと認識する必要。
- 機器設備の劣化評価、保全については、最新技術を導入し最適な評価・管理を行う必要。
- 設計寿命について、残存の耐用年数は実際のプラントの条件と利用可能な最新の知見を活用し定期的に評価すべき。
- 停止期間の他律的な要素について、その場合でも劣化はおこるものもあるので、一律にカウントしないということではなく、定期的に、適切な評価の上で考慮することが必要。
- 安全である限り既存の炉を運用するという考え方もあると思うが、40年以上前に設計されたものとなると設計の古さ、技術の陳腐化はいなめない。実際は安全性が確保されている以上、経済性の評価、革新炉等のリプレースとの兼ね合いになる。リプレースする炉がなければ、安全性が確保されている以上、技術の陳腐化に対するリスクより、エネルギーの安定供給を優先することになる。以上踏まえると案2になるのでは。これらを十分に評価し国民理解を得る必要。
- 利用率の向上については、最新知見の新型燃料の導入は時代毎に実施されていること。プラントシステム全体の安全性を評価しながら進めることが必要。
- 運転中保全の導入拡大について、リスク評価や評価措置等適切な方法を検討していく必要はあるが、適切な情報の発信ステークホルダーへの理解活動が必要。

●委員

- 運転期間について提示された3つの中で、現行と同じ案1は、運転期間は科学技術の観点のみで定められたものではないことからすれば、気候変動など原子力の新しい価値を実現するために、安全性の確認を前提に60年に限定する理由は乏しいと思われる。案2については、運転期間が科学技術の観点でないとすると一見よく見えるが、安全を社会が決めるものだとしても科学技術的観点を無視するべきでなく、残余リスクや1Fの話踏まえるのであれば利用のみを追求する案2は行き過ぎである。そのため、案3がふさわしいのではないか。20年延長に加え、一定の場合には追加的に10年、15年も延長可能なので案2の趣旨も活かせるのでは。
- また、他律的な要素については規制委員会の審査のしやすさも考えれば自主的な安全向上を条件として原子炉の運転者にコントロールできないものに限定すべき。この例外事由が緩やかだと案3の意味がなくなるので引き続き検討してほしい。

●委員

- 震災以降、自主的安全の取組を事業者が進めてきた。そうした成果を踏まえつつ、自主的努力は運転の仕組みに反映されるよう考える必要。独立委員会の知見が専門的に蓄積していれば年数にとらわれる必要はない。外形要件でなく、実質的な安全性が確保される制度であるべき。
- 革新炉について、人材育成の観点から、しっかり見通しを立てて戦略の議論をする必要。価値を共有する国々に貢献できるRM作りをやるよう業界にお願いしたい。
- 我が国におけるLNGの事情を踏まえると自己決定権が非常に大きい。貿易収支の構造的な問題であり、我が国の経済力を相当程度奪っているのではないか。賃金・雇用への影響について懸念を持っている。当小委員会での議論がマクロ経済にインパクトを与えていることを踏まえて議論すべき。

●委員

- 原子力利用政策の中で運転延長の議論を進めることに賛成。ただしエネルギー政策上の意義とは解釈に幅をもつ言葉。既設炉の活用に向けてより実効性を高めていく制度設計が求められる。そのためにはたとえばP26の基本原則にもとづく立法化や、P31に記載がある、利用政策の観点から運転期間のありかたを必要に応じて見直すということに賛成。
- なぜ運転期間の延長が必要か、政策目的に基づいて必要となる規模や時間軸を検討したうえで、限定的な運転期間の延長、運転停止期間のカウント除外の検討が政策目的にどの程度寄与するか検討する必要。
- 廃炉決定していないプラントは大きく分けて再稼働済、審査中、未申請の3分類。限定的な延長は主に審査中や未申請のプラントに影響を与える。しかし延長の政策目的をエネルギー安全保障確保しながら脱炭素の実現を目指すなかで原子力から一定の発電力量を確保することだとするのであれば、限定的な延長は2050年断面では限定的な政策効果しか得られないのではないか。まずは既設炉ごとに個別状況を踏まえた分類を行ったうえで、今回提示された三つの選択肢の中長期的な意味合いを精査すべき。
- 運転期間延長の定義について。国際的な文脈での運転期間延長、つまり海外で言われるLT0は、ライセンス期間を超えた運転であると定義できる。国際的には一定期間ごとに安全確認をしつつも、基本的には運転期間の上限を設けない。案3のように停止期間のカウント除外は海外のLT0の考え方とは基本的に異なるものであるし、IEAといった国際機関のレポート分析で示されている温暖化対策におけるLT0の費用対効果やエネルギー安全保障の観点でも、このような限定的な延長では不十分な効果にとどまる。
- 今回、運転期間について利用政策の観点から検討するということが整理できたのは第一歩ではあるものの、極端な例をいえば60年超の安全性が確認できた原子炉でも利用政策において停止期間のカウント除外という限定的な延長にとどまるというのはアンバランス。
- その意味でも、P31に利用政策の観点から運転期間のありかたを必要に応じて見直すという記載があることは重要であり、本小委でもその具体的な要件について議論が進むことを期待。
- P25の延長を認定する要件について。限定的な延長は主に未申請プラントに影響。足下では再稼働していないため、P25に記載のある①の安定供給、多様性、海外依存度の低減への貢献、②のGXへの貢献、はできていないという整理になると考えれば、将来的に貢献を認定するといった要件の工夫が必要ではないか。

●委員

- 運転期間のありかたについては、今月2日の規制委員会にて、運転開始後30年以降、最長10年おきに高経年化の認可を行う方針が示され、山中委員長は厳しい規制になるとの見解を示されたところ。福井県の原子力安全専門委員会でも、40年超運転の議論に際し、規制委員会に対し、延長認可後も点検や監視を充実するよう求めており、今回示された規制委員会の方針は地元の安全・安心に資するもの。
- 運転期間について利用と規制で別々に議論がすすめられており、例えば規制委員会の新たな認可と、本日示された利用政策上の延長の認定との関係性はどうかなど、わかりにくい印象を受ける。立地地域をはじめ国民に対し、国として、利用と規制の整合とれた制度を示す必要がある。
- 運転上限の選択肢が三つ示されたが、古くなれば安全性損なわれる可能性が高まるというのが一般的な認識。古い炉をいつまでも動かすことには誰も漠然と不安と持つ。住民の安全・安心を最優先に、国が運転期間に責任を持つ形にしていきたい。
- それぞれのWG提言にあるように国の関与を強めるのが重要。さらに、国において提言の内容を深める必要。我が国としてこれから原子力を最大限活用していくということであ

れば、既設炉の議論ばかりでなく、安全面を確保したうえで新しい炉を造れる枠組みがなければ、そもそも投資が行われない状況になると危惧。新增設に対しても安全対策も十分行えるようにセットで検討していく必要。

●委員

- 福島事故受けて可能な限り原子力依存度を低減させていくというルールを、国会審議も国民議論も行わずに大きく変更していることは大きな問題である。足下のエネルギー需給ひっ迫に直接影響しない話であり、1年など時間かけて議論すべき。国民に材料を示し、議論を活性化させ、そのアウトプットを踏まえて国会で議論することなのではないか。拙速な進め方は改めて原子力行政への信頼を損なう。
- 運転期間について現段階では案1を支持。
- 運転延長を認定する場合の要件のイメージとしては、③に事業者による自主的安全性の向上や防災対策への貢献が記載されているが、これらに加え、廃炉費用、賠償費用、放射性廃棄物の処理費用などバックエンド問題の解決に向けた責任をしっかりと果たしていることを求めたい。
- 廃炉WGで示された廃炉円滑化の目的について、中間報告の冒頭に、電力の安定供給の確保や2050年CNの実現に向けて原子力を利用していくうえでの大前提であると記載があるが、安定供給確保やCN実現に向けて、は「原子力を利用していく」にかかっていく言葉だと理解したがそれで正しいか。廃炉も放射性廃棄物処分も安定供給やCNとは関係なく進めていくものと理解しているが、誤読を招かないか懸念。ここで重要なのは廃炉や放射性廃棄物処分がしっかり行われることが原子力利用の大前提であるということ。
- NUR0の情報公開及び説明責任のレベルが低く納得できないとのメディアや専門家の意見が多い。またサイトに載せられている情報も十分でない。責任ある業務を担う認可法人の情報公開および説明責任に関するルールの厳正化は、原子力行政の信頼回復にとって重要である。
朝日新聞の記事に出ていたが、原発事故の賠償費用に関する一般負担金及び特別負担金が2021年度に大きく減額されていたことがわかった。このことは公表されていなかった。この負担金は原子力損害賠償廃炉等支援機構の運営委員会で決定されているとのことだが、この機構も認可法人。このような責任ある業務を行う認可法人の情報公開・説明責任などガバナンスの適正化を求めたい。

●委員

- 過酷事故の具体的シナリオが少なすぎるのではないかと。福島事故を経験しているがあくまで一例。事故が起きるプロセスは何通りもある。それを一般の人々にもわかりやすく描く必要。シナリオがなく対策だけ述べられても安心できないのでは。年数ではなく何がおきたら運転中止するのか。劣化も含めて何が予測できないのか。過酷事故で学んだリスクはゼロにはできないということを活かす必要。
- 廃炉するリスクと廃炉せず稼働するリスクの比較がなされないまま議論が進められている。

●委員

- 運転期間の上限の設定について、原子炉施設の運転期間は本来は劣化状況に応じ個別に科学的・技術的に評価が必要と考える。利用政策という観点からは過去の事故を受けた国民の懸念や現行制度との連続性に対する配慮も必要ということから案3、そして延長する場合の他律的な要素による停止期間については、カウントしないという選択肢に賛同。
- 非常に硬直的な現行制度の早急な見直しが必要。時間軸を考慮した検討をお願いしたい。一律的な上限設定に科学的技術的根拠はないと考える。諸外国においても一律の運転期

間制限を求めるものは非常に限定的。

- 2050年のCN実現に向け、既設炉の最大限の活用が不可欠。利用政策という観点から考えると、国際基準の変化を踏まえ、見直しを行うことが非常に重要と考えるので引き続き検討いただきたい。

●委員

- 運転期間については安全性が確認された炉についてとくに上限を定めずに延長を認めるのが良い。安全性確認できたというのがポイント。40年から60年の延長の際の高経年化の評価をきちんととおこなったうえで、評価方法の検討もすべき。
- 運転期間上限設けないことの裏返しとして、何があったら延長できないかについて規制と利用で合意をしたものがあるべき。不確実性もあると思うので利用側の安全に対する姿勢・自立性が求められる。
- 利用率の向上がますます重要。いずれも欧米で実績ありと認識しており、とりいれていくべき。規制庁との折衝が重要。アテナが担うということだが、組織・役割を強化していくべき。

●専門委員

- 利用政策の観点からの運転期間の在り方について、安全性を確保しながら既存炉の運転延長をすることが最も経済的なCO₂削減対策という国際機関の報告もある。エネルギーの安定供給と国際的公約であるCO₂の削減、CN達成に向け既存炉の早期再稼働の実現とともに運転期間延長を含む最大限の活用が不可欠。
- 現状の運転期間の制限は関係機関の議論の状況から、安全規制でなく利用政策としての判断であることが明確になった。2日の規制委の議論では暦年で60年を超える場合でも、必要なタイミングで劣化評価などを実現する方向で安全規制上の検討が進むとされた。利用政策の観点から、本日いくつか案が示されたが、原子力を最大限活用する方向としていただきたい。
- 国際連携の推進についてサプライヤーは従前より高い技術力による高品質な製品の供給に定評がある。海外で増加すると見込まれる建設PJに日本企業が参画することは企業の技術力の維持・強化に加えて世界の原子力発電所の安全性向上に寄与すると期待される。他方、事業規模や海外経験の違いなど、企業毎に進出のリスクが異なるので、支援が必要。
協会としてもバイヤーズガイド作成、原子力産業対話などの情報提供を実施しビジネス機会の獲得ができるよう努めていく。

●専門委員

- 革新炉WGに関しては、事業環境整備など、対応の方向性がかなり充実した。ロードマップに記載されたそれぞれの取組を進めていくべき。
- 廃炉WGについては、中間報告にも記載のとおり実効性のある仕組みが必要。事業者として着実かつ効率的な廃止措置を進めていく。
- 運転期間については 利用政策と規制の両面から議論されていると承知。事業者としては福島事故の反省持ち続け、不断の努力を通じて信頼回復につとめたい。

<松村専門委員、事務局より委員の意見・質問に対して適宜回答・コメント>

●委員長

- 運転期間について、電事連の松村専門委員からも経年劣化知見拡充WG設置やWANOピアレビューなど、国際的な経験・知見を反映していく仕組みを用意するという話もいただ

いた。実際にこうした知見は重要。米国は日本より原発の平均年齢が10年高いので、色々な知見が得られるだろう。

- 技術的な観点から運転期間を決めるという意見も多々いただいたところだが、安全をしっかり追求していくということと、国民理解が前提。それも含め事務局と相談したい。
- こうした議論のきっかけは 足元のエネルギー危機の解消と、エネルギー政策の遅滞。これまで足踏みしていたところもあるが、これを機にスピード感をもってやっていく必要があるという認識を、本日の議論を受けて改めて持ったところ。

(以上)